

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 29 日

各検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(チリ産ブルーベリーのテブコナゾール)

標記については、令和 6 年 8 月 23 日付け健生食輸発 0823 第 1 号により通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、行政検査にて対応することとしたところです。

今般、登録検査機関の受託体制が整ったことから、チリ産ブルーベリー及びその加工品(簡易な加工に限る。)について、テブコナゾールに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

令和 6 年 8 月 29 日現在の検査命令受託可能検査機関

- 一般財団法人 新日本検定協会
- 一般財団法人 東京顕微鏡院
- 一般財団法人 日本食品検査